

農業用機械の償却資産申告のご注意

—ご自身の登録状況をもう一度ご確認ください—

●古い登録年度の資産について、耐用年数から10年、20年を経過したものが登録されているものがあります。

すでに無くなっている資産は登録から削除してください。

●小型特殊自動車（乗用タイプ、最高速度35キロメートル/h未満で農耕作業用自動車）に該当するものは、軽自動車税の登録をすることになります。

償却資産に申告されている場合は、登録から削除してください。

（該当の有無は、販売店等におたずねください）

申告の仕方

①【減少資産明細書】に、【償却資産細目一覧表】から「種類」、「資産番号」、「名称」、「取得価格」、「取得年月」を転記してください。

②【償却資産申告書】の「前年中に減少したもの」欄の該当する資産の種類欄に取得額の合計を記載ください。